

小規模事業者持続化補助金のご案内

小規模事業者が、商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の3分の2を補助します。

補助内容は？

補助上限額 50 万円*

*複数の事業者が連携して取り組む事業の場合、上限 100 万円～500 万円
(連携する小規模事業者数による)

補助対象経費の 3 分の 2 以内

補助対象者は？

商工会の管轄地域内で事業を営む小規模事業者(個人・法人)

対象業種	従業員数
卸売業・小売業	5 名以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	5 名以下
サービス業(宿泊業・娯楽業)	20 名以下
製造業その他	20 名以下

*医師、歯科医師、組合(企業組合・協業組合を除く)、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、宗教法人、NPO法人、学校法人、農事組合法人、社会福祉法人、任意団体、申請時点で事業を行っていない創業予定者等は補助対象者に該当しません。

補助対象事業は？

販促用のチラシ作製、店舗改装、展示会への参加等、販路開拓のための取組のほか、販路開拓と合わせて行う業務効率化(生産性向上)の取組についても補助対象となります。

*補助金の採否については事業の有効性の観点から審査いたします。通常の生産活動のための設備投資等(パソコン購入等)の費用は対象となりません。

対象経費は？

機械装置等費
広報費
展示会等出展費
旅費
開発費
外注費等…

締切:平成 30 年 5 月 18 日(金)

*商工会で申請書を確認する作業が必要なため、お早目に商工会へお越しく下さい。
交付決定:平成 30 年 7 月中旬(予定)

補助金活用の流れ

1. 経営計画書の策定・申請書作成

市場動向、自社の強み等の分析、販路開拓や業務効率化、生産性向上の取組案を検討し、事業計画書を作成しましょう。

2. 地域の商工会へ提出

商工会が申請書等の内容確認を行い、事業支援計画書を作成します。

3. 申請内容の審査

外部有識者、全国商工会連合会による審査を行います。

4. 補助金の交付

採択が決定されると採択者に交付決定通知が送付されます。

*交付決定前の発注や支出した経費は補助対象外となります。

5. 販路開拓の取組実施

採択された補助事業計画に沿って取り組んでください。問題や不明点について、商工会がサポートいたします。

6. 実績報告書の提出

事業終了後に実績報告書を提出してください。

*実績報告後に補助金が支払われます。

公募要領等は東京都商工会連合会HPでご確認ください

<http://www.shokokai-tokyo.or.jp>

ご相談は東村山市商工会へ
お早目にお越しく下さい

東京都東村山市本町 2-6-5
TEL 042 (394) 0511 FAX 042 (394) 0512